

## **5. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項**

海岸保全施設については、定期的な巡視又は点検を行い、施設の損傷や劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められた際は、適切な維持又は修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態を保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

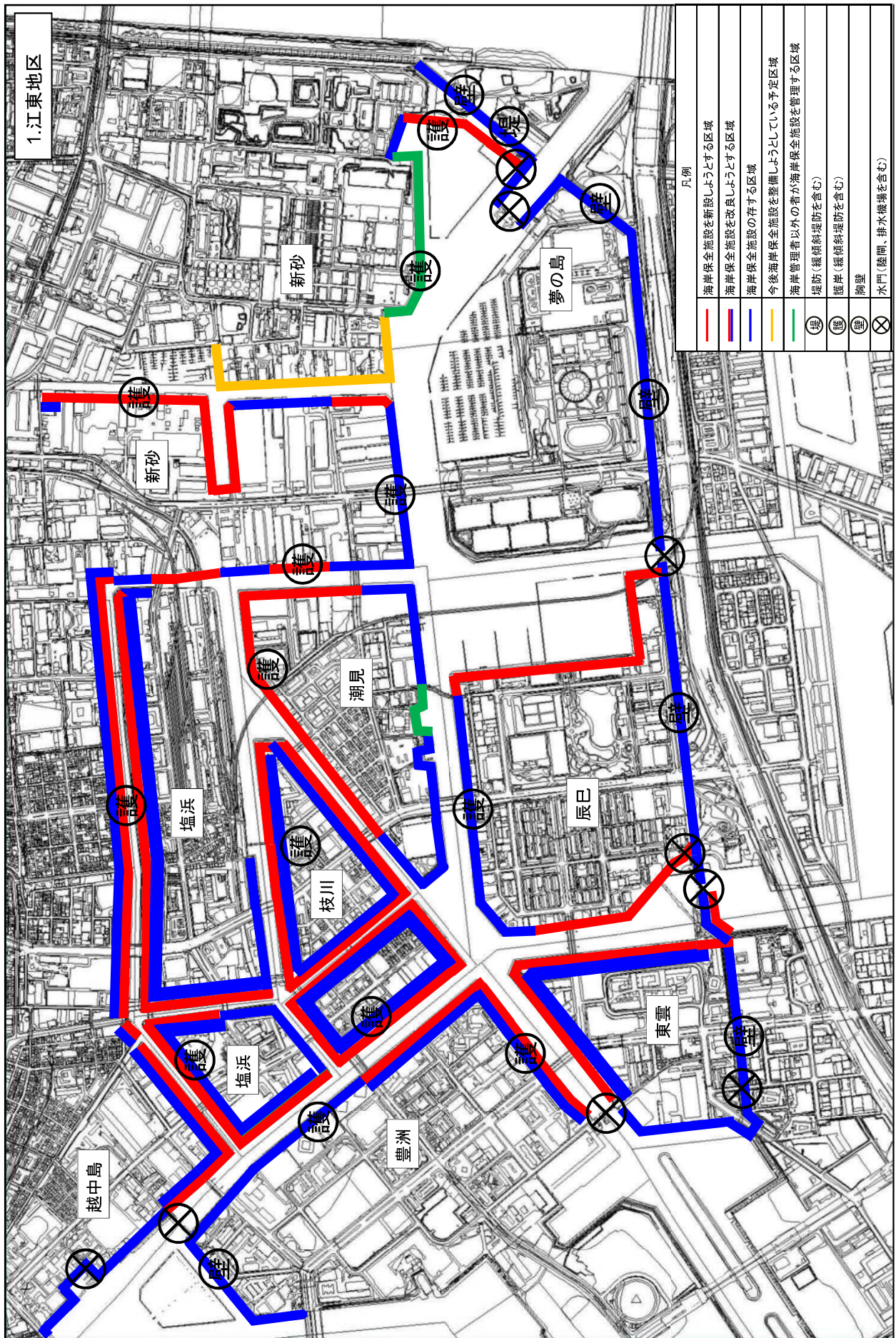
なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置を以下に記す。

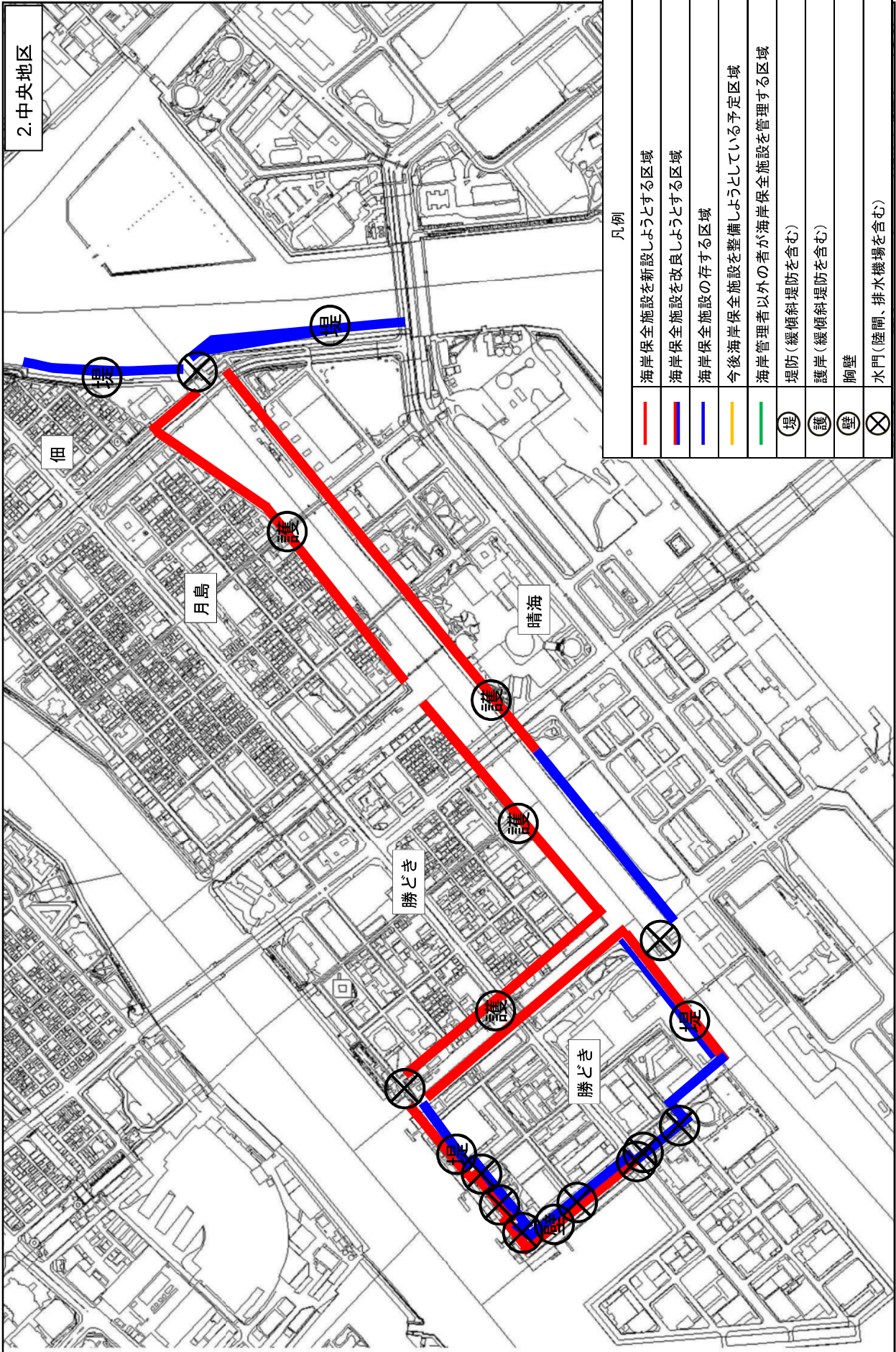
## 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕の方法）に関する基本的な事項

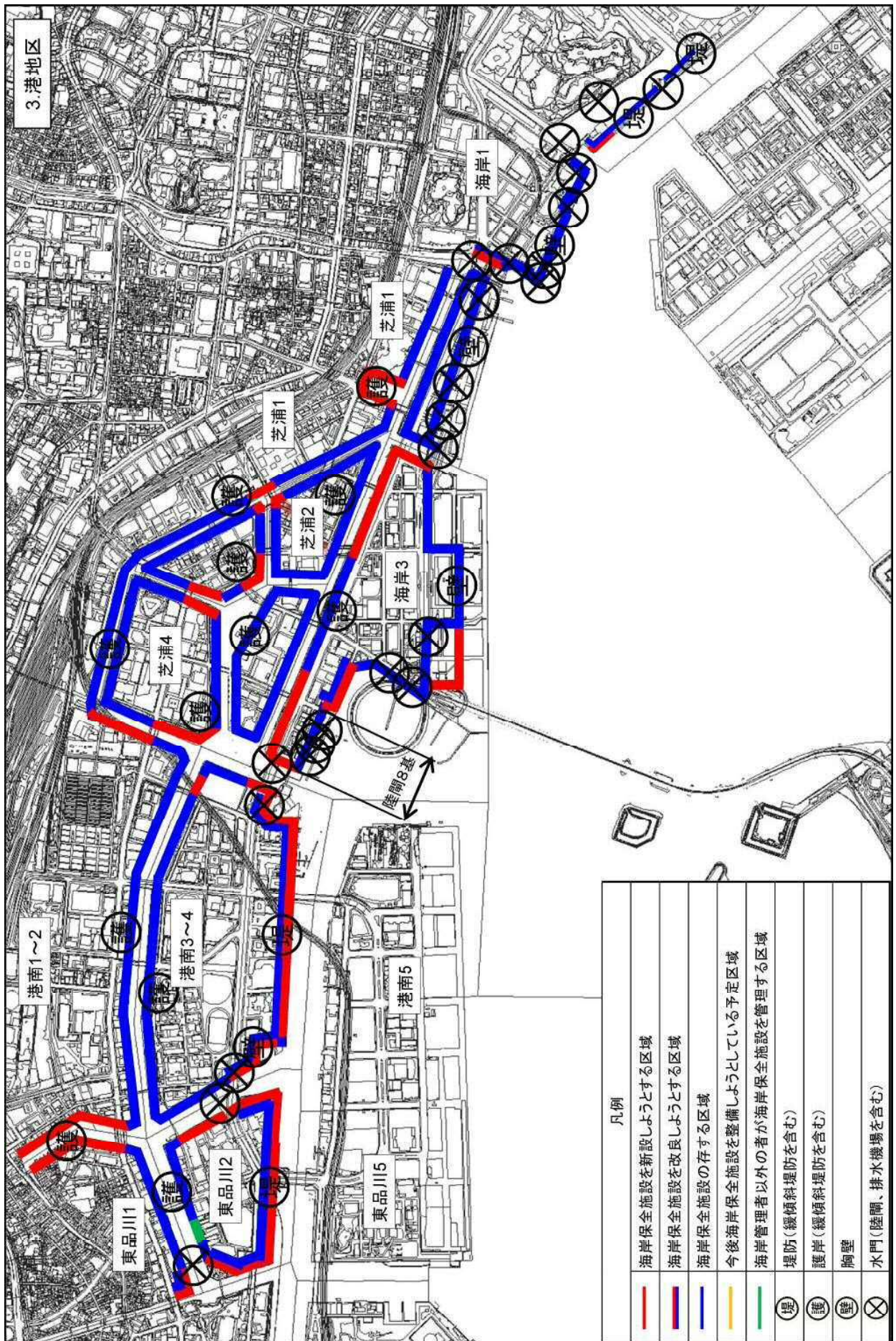
区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設(◎) 改良(○) 削減(▲)	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等(m)	天端高(T.P.m)	延長等(m)	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	江東区	東京都	江東地区	堤防	○		4.4~6.8	563	4.4~6.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	堤防		3,660	4.4~6.8		4.4~6.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	護岸	◎		1.8	5,300	1.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	護岸	○	—	1.8	12,820	1.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	護岸		7,367	1.8		1.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	胸壁		2,321	4.4~6.8		4.4~6.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	水門		5箇所	—		—	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	排水機場		2基	—		—	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	江東地区	陸隔	▲		4.1~5.2		▲2基	4.1~5.2	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地
2	中央区	東京都	中央地区	堤防	○		4.4~5.1	1,204	4.4~5.1	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	堤防		611	4.4~5.1		4.4~5.1	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	護岸	◎		1.8	3,370	1.8	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	護岸		460	1.8		1.8	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	胸壁		1,217	4.4~5.1		4.4~5.1	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	水門		3箇所	—		—	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	陸隔		6基	4.4			中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	陸隔	○			1基	4.4	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区	東京都	中央地区	陸隔	▲			▲5基	4.4	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	—
3	港区・品川区	東京都	港地区	堤防	◎		3.9~5.1	258	3.9~5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	堤防	○		3.9~5.1	2,440	3.9~5.1	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	堤防		744	3.9~5.1		3.9~5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	護岸	◎		1.8	3,810	1.8	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	護岸		12,800	1.8		1.8	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	胸壁	◎		3.9~5.1	420	3.9~5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	胸壁	○		3.9~5.1	1,281	3.9~5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	胸壁		2,364	3.9~5.1		3.9~5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	水門		7箇所	—		—	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	排水機場		2箇所	—		—	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸隔		14基	3.9~5.1			港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。

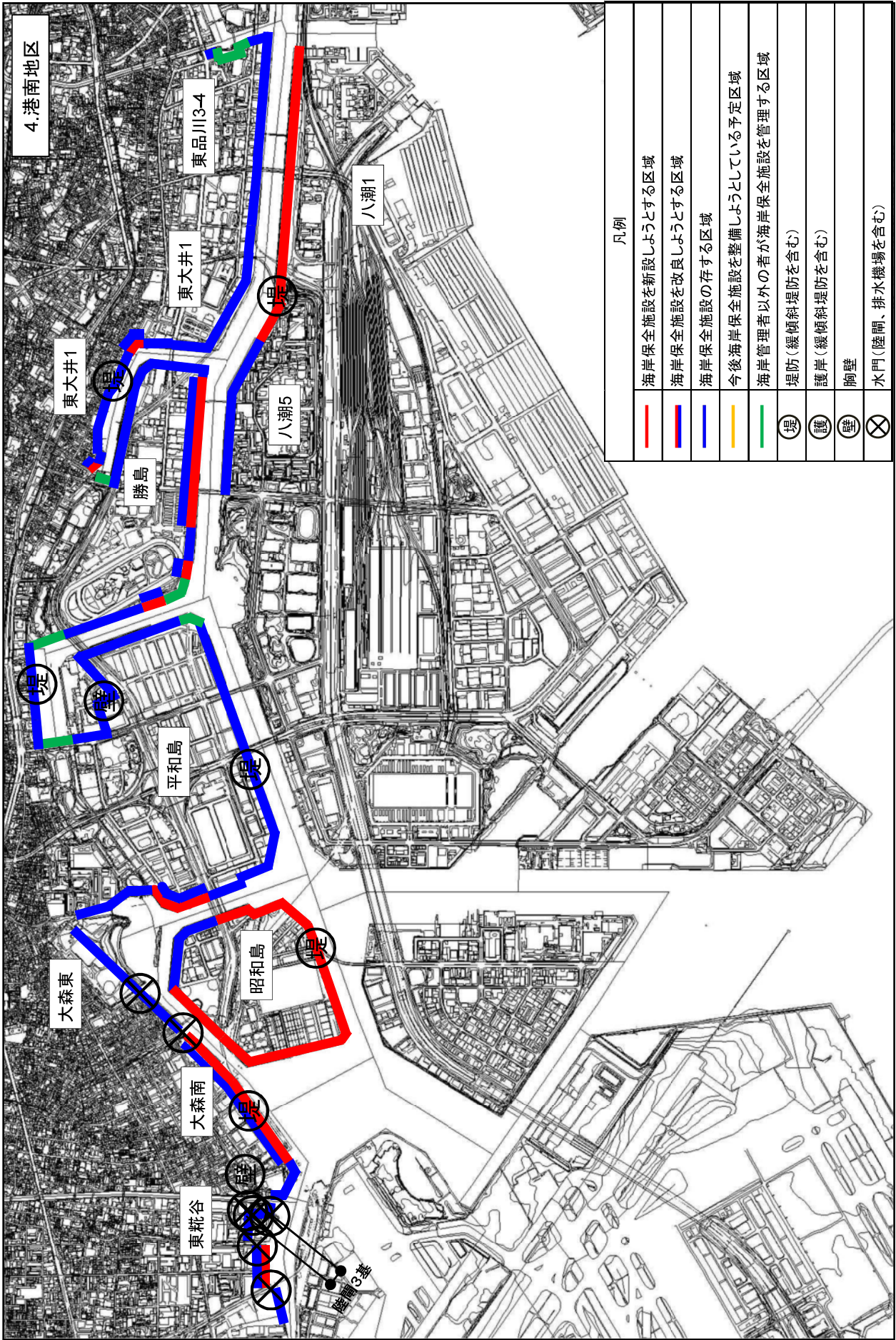
## 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕の方法）に関する基本的な事項

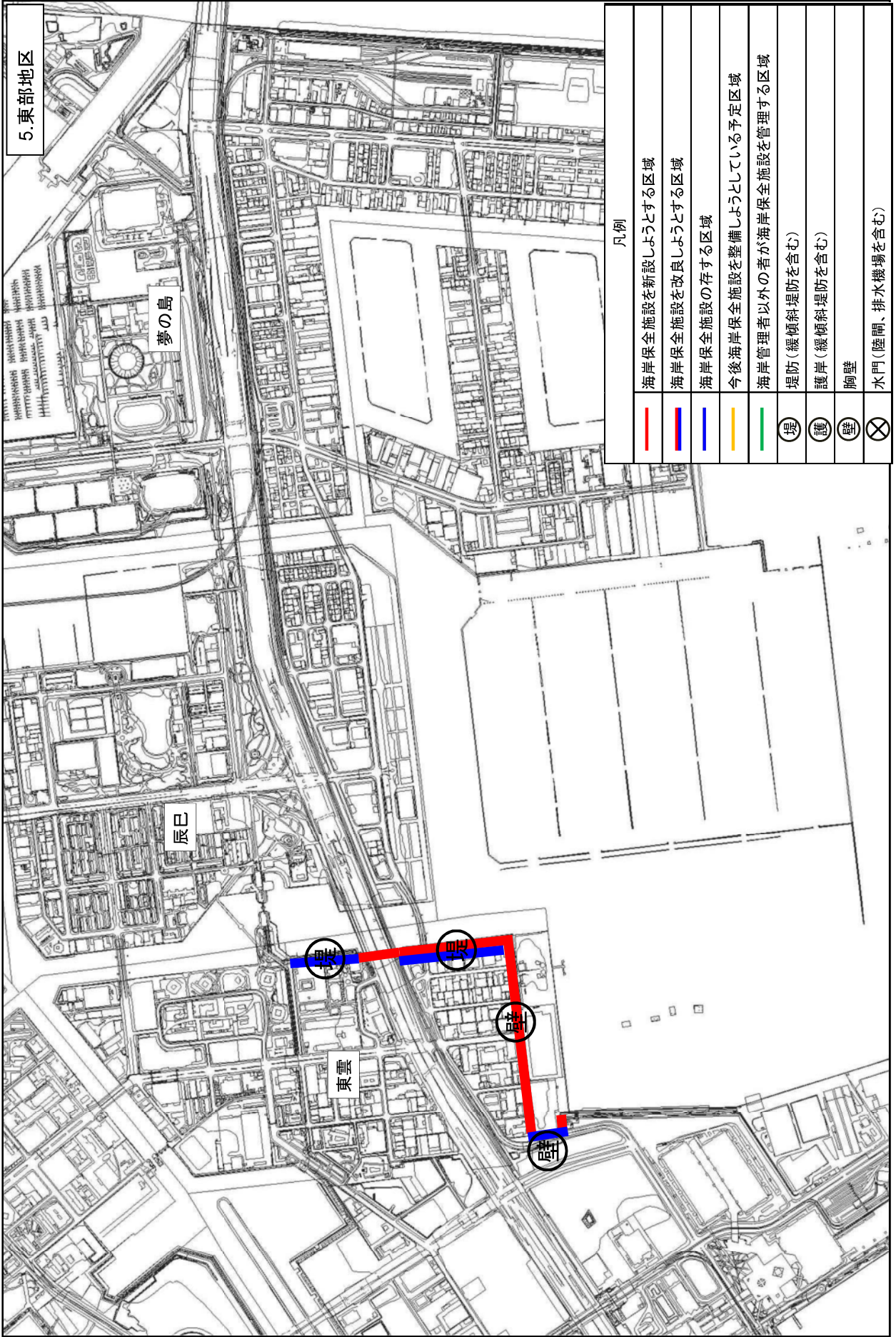
区域番号	市町村名	海岸管理者(所管)	地区海岸名	種類	新設(◎) 改良(○) 削減(▲)	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等(m)	天端高(T.P.m)	延長等(m)	天端高(T.P.m)	地域	状況	
3	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	◎			1基	3.9	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	○			8基	3.9～5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	▲			▲10基	3.9～5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	——
	港区・品川区	東京都	港地区	水門		7箇所	—	—	—	港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	排水機場		2箇所	—	—	—	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	◎	14基	3.9～5.1			港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	◎			1基	3.9	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	○			8基	3.9～5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	港区・品川区	東京都	港地区	陸蘭	▲			▲10基	3.9～5.1	港区	道路、商業地、住宅地、市街地	——
4	品川区・大田区	東京都	港南地区	堤防	◎		3.4	4.170	3.4	品川区・大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	堤防	○		3.4	563	3.4	品川区・大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	堤防		15,039	3.4		3.4	品川区・大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	胸壁		293	3.4		3.4	大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	水門		4箇所	—	—	—	大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	水門	▲			▲4箇所	—	大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	——
	品川区・大田区	東京都	港南地区	陸蘭		3基	3.4			大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	品川区・大田区	東京都	港南地区	陸蘭	▲			▲3基	3.4	大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	——
	品川区・大田区	東京都	港南地区	陸蘭						大田区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
5	江東区	東京都	東部地区	堤防	◎		4.8	970	4.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	東部地区	堤防	○		4.8	405	4.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区	東京都	東部地区	堤防		305	4.8		4.8	江東区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
6	江東区・港区・品川区	東京都	副都心地区	堤防	◎		5.3～6.8	160	5.3～6.8	江東区・港区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区・港区・品川区	東京都	副都心地区	堤防		2,831	5.3～6.8		5.3～6.8	江東区・港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	江東区・港区・品川区	東京都	副都心地区	胸壁		7,112	5.3～6.8		5.3～6.8	江東区・港区・品川区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
7	中央区・江東区	東京都	豊洲・晴海・有明北地区	堤防	◎		4.4～5.3	1,357	4.4～5.3	中央区・江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区・江東区	東京都	豊洲・晴海・有明北地区	堤防		9,439	4.4～5.3		4.4～5.3	中央区・江東区	道路、商業地、住宅地、市街地	日常巡視及び3年に1回程度の定期点検を行う。(ただし、重力式構造物の場合は5年に1回程度とする)変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区・江東区	東京都	豊洲・晴海・有明北地区	陸蘭		4基	4.4		4.4	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	施設については、日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。また、施設を操作するために必要な機械等については、東京港海岸保全施設管理細則に従い定期的に点検・整備を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。
	中央区・江東区	東京都	豊洲・晴海・有明北地区	陸蘭	▲			▲4基	4.4	中央区	道路、商業地、住宅地、市街地	——
8	江戸川区	東京都	葛西地区	堤防		2,016	7.3	2,016	7.3	江戸川区	道路、商業地、住宅地、市街地、工業用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。変状等が確認された場合は規模に応じて必要な措置を講じる。











5. 東部地区

夢の島

辰巳

東雲

堤

堤

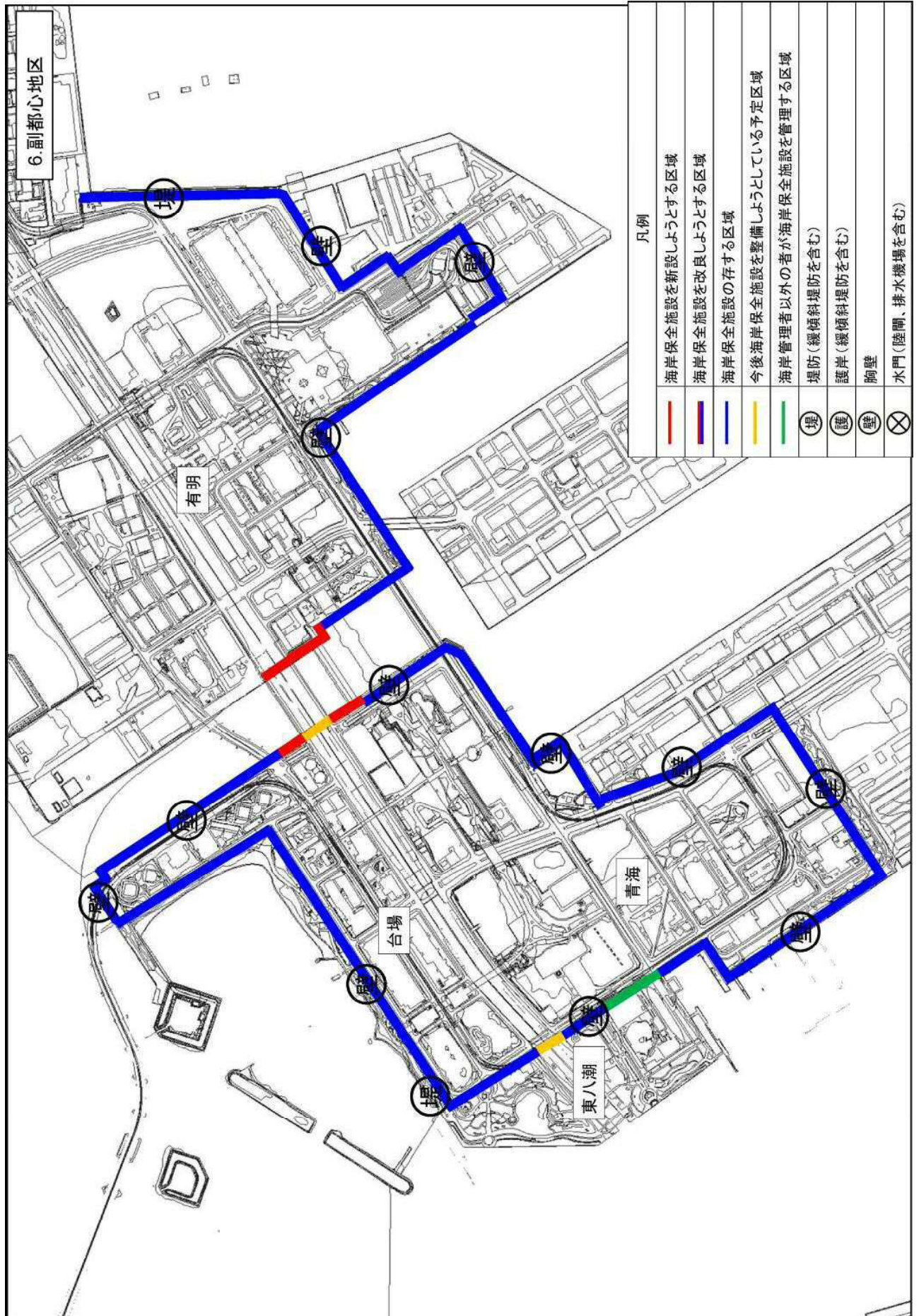
壁

壁

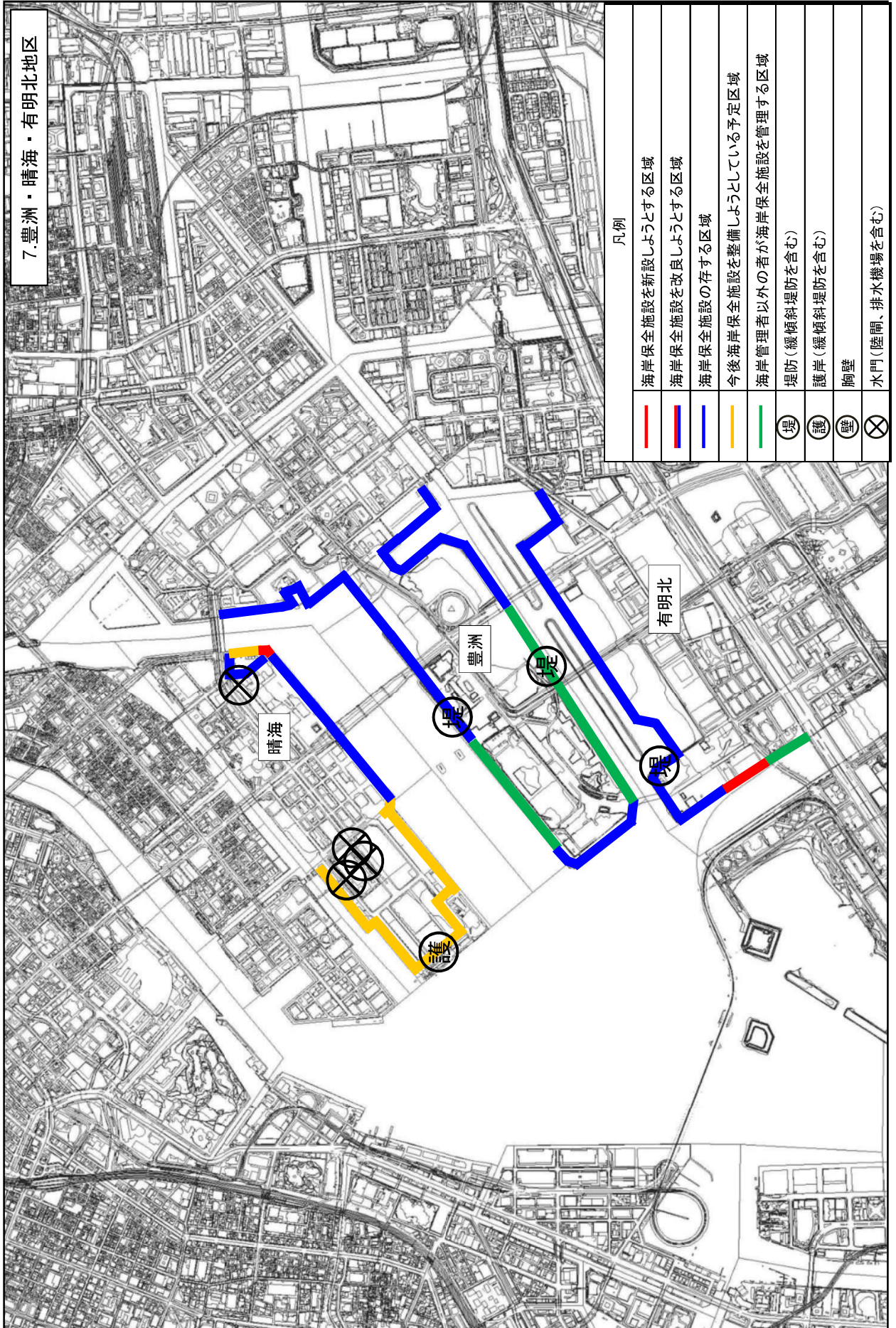
凡例

	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	今後海岸保全施設を整備しようとしている予定区域
	海岸管理者以外の者が海岸保全施設を管理する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜堤防を含む)
	胸壁
	水門(陸閘、排水機場を含む)





7. 豊洲・晴海・有明北地区



8. 葛西地区

